

「マンション標準管理規約」の改正案に関する意見募集について

令和6年2月2日
国土交通省住宅局

国土交通省では、マンションを巡る建物と居住者の「2つの老い」の進行等に伴う各種課題に対応していくため、令和5年10月に「標準管理規約の見直し及び管理計画認定制度のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、マンション標準管理規約の見直しについて検討を行っています。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対する御意見を以下の要領で募集いたします。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

- 「マンション標準管理規約」(単棟型)の改正案
- 「マンション標準管理規約」(団地型)の改正案
- 「マンション標準管理規約」(複合用途型)の改正案

2. 意見募集期間

令和6年2月2日(金)から令和6年3月2日(土)まで(必着)

3. 意見送付要領

御意見は日本語にて、別添記載項目をご記入の上、次のいずれかの方法で提出又は送付してください。

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用する場合
意見提出フォームに必要事項を記載し、提出してください。
- (2) 電子メールアドレスの場合(テキスト形式でお願いいたします。)
電子メールアドレス: hqt-mansion.ariken@gxb.mlit.go.jp
国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付 パブリック
コメント担当 宛
※件名に「マンション標準管理規約の改正案について」と明記してください。
- (3) 郵送の場合
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付 パブリック
コメント担当 宛

4. 資料の入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (2) 窓口(国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付)での配布

5. 注意事項

- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。
- いただいた御意見につきましては、検討を行う際の参考とさせていただきます。御意見に対しては個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨御了

承願います。

- いただいた御意見の内容につきましては、氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。

別 添

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 パブリックコメント担当宛

「マンション標準管理規約」の改正案に関する
パブリックコメントの募集について

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分) (ご意見) (理由)